

平成29年度決算における地方消費税交付金(社会保障財源化分)が
 充てられた社会保障関係経費

【歳入】

(単位:千円)

項目	決算額
地方消費税交付金	110,186
うち社会保障財源化分	44,283

【歳出】社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

(単位:千円)

事業名	決算額	財源内訳		
		特定財源	一般財源	
社会福祉	児童福祉事業	98,163	76,025	22,138
	母子福祉事業	4,716	0	4,716
	高齢者福祉事業	11,148	9,353	1,795
	障がい者福祉事業	164,949	118,070	46,879
	小計	278,976	203,448	75,528
社会保険	国民健康保険事業	54,815	27,754	27,061
	介護保険事業	73,921	809	73,112
	後期高齢者医療保険事業	61,792	11,577	50,215
	国民年金事業	229	229	0
	小計	190,757	40,369	150,388
保健衛生	ひとり親家庭医療給付事業	2,186	1,278	908
	乳幼児医療給付事業	3,766	1,850	1,916
	予防事業	17,027	1,917	15,110
	診療所事業	124,924	300	124,624
	小計	147,903	5,345	142,558
合計	617,636	249,162	368,474	
	一般財源のうち地方消費税交付金(社会保障財源化分)			44,283

この表は、改正地方税法第72条の116第2項(地方消費税の用途)の規定により、増収となる地方消費税交付金の用途については、「消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策に要する経費に充てるものとする」とされているため、その経費を明示したものである。

※社会保障4経費その他社会保障施策

社会保障4経費・・・子ども・子育て、医療、介護、年金に係る経費

その他社会保障施策・・・社会福祉・社会保険・保健衛生

「社会福祉」・・・児童福祉、母子福祉、高齢者福祉、障がい者福祉など

「社会保険」・・・国民健康保険、介護保険、年金など

「保健衛生」・・・医療、感染症その他の疾病の予防対策、健康増進対策など